

平成12年6月1日から**大規模小売店舗立地法**が施行されています！！

1. 大店立地法とは？

スーパーやホームセンターなどの大型店を新たに開店したり、売場を拡張しようとするときなどに、建物設置者（所有者）に対して、**周辺地域の生活環境を保持するため、交通対策や騒音対策など必要な配慮が適正に行われることを確保するための手続を定めたもの**です。

※大規模小売店舗は、通常、生活空間から一定範囲内に存在し、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に劇的な影響を及ぼす潜在力を有する施設であるとの理由から本法が定められています。

※周辺の中小小売業者と商業調整を行うことを目的としていた旧大店法は、大店立地法の施行と同時に廃止されました。大店立地法では「商業調整を行ってはならない」と法律に明文の規定がおかれています。なお、大店立地法は、都道府県及び政令指定都市が運用主体となっております。

2. 大店立地法の対象となる大規模小売店舗とは？

一の建物であって、その建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000㎡を超える店舗

※一の建物、店舗面積に関する基準については、別途お問い合わせください。

※小売業とは標準産業分類上「飲食店業」を含まず、パチンコ店等も対象外です。ただし、旧大店法では対象外であった生協や農協の店舗は小売業としてこの法律の対象となります。

3. 周辺的生活環境に対する配慮とは？

経済産業大臣は、周辺生活環境への配慮に関する具体的基準として「**大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針**」を定め、平成11年6月に公表しました。本市ではこの基準を原則として運用を行っています。指針の主な内容は以下のとおりです（概要ですので、詳細については指針をご覧ください）。

① 交通対策

- ・ 必要な駐車場の収容台数の確保（指針に具体的な算出式及び数値基準あり）
 - ※飲食店（物販面積の2割を超える場合）や映画館などを併設する複合施設の場合は、小売店舗以外の集客施設に必要な駐車場等の配慮が必要となります。
 - ※指針の算出式等によることが適当でない特別の事情のある場合は、根拠を示して他の算出式によることができます。
- ・ 必要な駐輪場の収容台数の確保（指針に具体的基準がないため、本市附置義務条例の基準を準用）
- ・ 必要な荷さばき施設の確保（搬出入計画に基づき、敷地外での荷さばきや路上での待機車両が発生しないように必要なスペースを確保）
- ・ 駐車場の出入口の位置及び形式（周辺の道路交通や交通規制等の状況に応じて、待機車両の発生など道路交通を阻害しないよう適切な位置及び形式を検討）

② 騒音対策

- ・周辺の住居等に影響を与えないよう、店舗から発生する騒音量を予測し、必要な防音対策を行う。
- ・予測にあたっては、騒音の影響を受ける地点における等価騒音レベルを予測し、立地場所における環境基準に適合するように配慮。
- ・夜間（午後10時～午前6時）に騒音の発生が見込まれる場合は、敷地境界において騒音の最大値の予測を行い、規制基準に適合するよう配慮。

③ 廃棄物の適正保管（指針に算出式あり）

④ 景観への配慮等

4. どのような場合に手続きが必要？

① 届出者は建物所有者となります。土地の所有形態は問いません。

※区分所有ビルの場合は、小売店舗部分の所有者全員に届出義務が課せられますので、所有者全員の連名で届出を行っていただくことになります。

② 届出が必要な場合

大規模小売店舗を新設する場合

以下のような変更を行う場合は事前の届出が必要です。

- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・駐車場の位置及び収容台数
- ・駐輪場の位置及び収容台数
- ・荷さばき施設の位置及び面積
- ・廃棄物保管施設等の位置及び容量
- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合（廃止）

※届出が不要な場合もあります。届出の要否については、お早めにご相談ください。

大店立地法施行時において既に大規模小売店舗を開店している、いわゆる「既存店舗」の場合も、上記の事項に関して変更をしようとする場合は、事前の届出が必要です。

以下のような変更を行う場合は事後の届出でかまいません（大店立地法届出店舗のみ対象）。

- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・大規模小売店舗を譲り受け、当該店舗の届出を行った者の地位を承継した者。届出を行った者の相続又は合併により、新たにその地位を承継した者。

5. 神戸市における手続きについて

法律に規定のある手続きに加えて、届出後の手続きを円滑に進めるため、事前協議などを要綱により定めています。

※手順の手引書を用意しております（なお、現在は貸出対応とさせていただいております）。

神戸市において、大規模小売店舗の新設・変更を行う場合は、まず、お考えの計画が大店立地法の届出義務の対象となるのかどうかを確認する必要があります。大店立地法の届出対象である場合、事前協議を含め、手続き終了までに1年程度かかる可能性がありますので、店舗計画が決まり次第、できるだけ早い時期にご相談いただきますようお願いいたします。

特に、既存店舗については、届出不要基準が適用されないなど特別な取扱いになりますので、どんな軽微な内容の計画であっても、できるかぎり事前にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、店舗設置に伴う他法令手続き（開発行為、建築確認申請、工事着工など）につきましては、大店立地法とは別に進めていただいて差し支えありません。ただし、施設の配置など建物構造に係る変更を求める神戸市の意見が出た場合、建築に着工していてもやり直しを求める場合がありますので、充分ご理解の上進めていただきますようお願いいたします。

法律の解説や法律・政令・省令などについて詳しくお知りになりたい場合は、経済産業省のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。なお神戸市の大店立地法ホームページからリンクしております

URL : <http://www.city.kobe.lg.jp/business/promotion/commerce/store/index.html>

<相談窓口>

神戸市 経済観光局 経済部 経済政策課
(大規模小売店舗立地法担当)

電 話 : 078-322-5367

FAX : 078-322-6078

e-mail : daiten@office.city.kobe.lg.jp